

第 6 6 回

前橋市都市計画審議会議案

目 次

- 1 前橋都市計画地区計画の変更（千代田町中心拠点地区の決定）について・・・1
（1号案件）

1号案件：都市計画法第19条第1項の規定により、前橋市が定める都市計
（付議案件） 画に関する議案（前橋市決定）

2号案件：都市計画法第18条第1項の規定により、群馬県が前橋市に意見
（諮問案件） を聴き、定める都市計画に関する議案（群馬県決定）

3号案件：都市計画法以外の法令により、都市計画審議会の議を経ること等
（付議案件） を求められている性質の議案（建築基準法第51条ただし書きに
（諮問案件） よる敷地位置指定等）

4号案件：法令に定めはないが、本市の都市計画を行う上で、市長が都市計
（諮問案件） 画審議会の意見を聴くことが必要と判断して提出する議案

5号案件：都市計画法第21条の5第2項の規定により、計画提案の素案に
（諮問案件） ついて都市計画審議会に意見を聴く必要がある議案

※付議案件：都市計画法及び他の法令によりその権限に属された事項（議決を要
するもの）の調査審議を行うもの

※諮問案件：他の法令によりその権限に属された事項（審議を要するもの）及び
市長の諮問に応じ都市計画に関する事項の調査審議を行うもの

諮問第1号

前橋市都市計画審議会 様

前橋市都市計画地区計画の変更（千代田町中心拠点地区の決定）について

前橋市都市計画地区計画の変更（千代田町中心拠点地区の決定）について、都市計画法第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により、次のとおり審議会に付議します。

令和5年8月9日

前橋市長 山 本



第1号議案

前橋都市計画地区計画の変更（千代田町中心拠点地区の決定）について（付議）

諮問第1号により前橋市長から諮問がありましたので、次のとおり審議会の議決を求めます。

令和5年9月1日

前橋市都市計画審議会会長

前橋都市計画地区計画の変更（前橋市決定・案）

都市計画千代田町中心拠点地区地区計画を次のように決定する。

名 称		千代田町中心拠点地区地区計画					
位 置		前橋市千代田町二丁目及び千代田町四丁目の各一部					
面 積		約 2. 7 h a					
区域の整備・ 開発及び保 全の方針	地区計画の 目標	本地区は、前橋市立地適正化計画における中心拠点に位置し、中心商業地の活性化の一環として、市街地再開発事業が計画されていることから、適正かつ合理的な土地利用の促進と都市機能の増進及び良好な都市環境の形成と魅力的な都市空間の形成を図ることを目標とする。					
	土地利用の 方針	土地の有効利用・高度利用の推進に併せて、多様な都市機能の充実を推進することで、魅力的な都市空間を有するにぎわいのある商業地としての再生を図る。					
	地区施設の 整備の方針	市道 02-384 号の区域の一部は、建築物等の敷地として併せて利用すべき区域と建築物等の建築又は建設の限界を定める。また、整備済の道路や新たに整備する広場を地区施設として定める。					
	建築物等の 整備方針	地区内の良好な都市環境の形成と魅力的な都市空間の形成を図るため、建築物等の用途の制限を行う。					
地 区 整 備 計 画	地区施設の 配置及び規模	道 路	種 別	名 称	幅 員	延 長	備 考
		区画道路	市道 02-382 号	6m	約 90m	整備済	
		区画道路	市道 02-384 号	6m	約 80m	一部立体道路	
		区画道路	市道 02-386 号	8～9m	約 150m	整備済	
		区画道路	市道 02-388 号	9～10m	約 210m	整備済	
		区画道路	市道 02-390 号	6m	約 80m	整備済	
	広 場	約 1,200 m ²					
建築物等に関する事項	建築物等の 用途の制限	<p>用途地域の制限に加え、次の各号に掲げる建築物は、建築してはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項、第 6 項から第 11 項まで及び第 13 項のいずれかに該当する営業の用に供するもの 2. 勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの 3. 葬儀場その他これに類するもの 					

	立体道路に関する事項	道路の名称	市道 02-384 号
		重複利用区域	計画図表示のとおり
		建築物等の 建築又は建設 の限界	計画図表示のとおり

「区域及び地区施設の配置は計画図表示のとおり」

理 由 書

本地区は、前橋市立地適正化計画における中心拠点に位置し、中心商業地の地域活性化の一環として、市街地再開発事業が計画されている。様々な都市機能の集積を図りつつ、良好な都市環境の形成と魅力的な都市空間の形成を図るため、地区計画を決定するもの。本地区の市道 02-384 号の区域は、市街地の環境を確保しつつ、適正かつ合理的な土地利用の促進と都市機能の増進を図るため、建築物等の敷地として併せて利用すべき重複利用区域と建築物等の建築又は建設の限界を定める。